◎新潟県告示第1366号

新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県物品等入札参加資格審査規程 （趣旨） **第１条**　この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第87条第１項及び県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第４条第１項の規程に基づき、新潟県が発注する物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。 （入札に参加することができる者） **第２条**　入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。 (1)・(2)　（略） (3)　次条に規定する税について未納がない者 (4)・(5)　（略）	新潟県物品入札参加資格審査規程 （趣旨） **第１条**　この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第87条第１項及び県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第４条第１項の規程に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。 （入札に参加することができる者） **第２条**　入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。 (1)・(2)　（略） (3)　次条第１項に規定する税について未納がない者 (4)・(5)　（略）